第5回大樹町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年11月27日(月) 午後1時30分
- 2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
- 3. 出席委員 10名

1	三木	隆志	2	金曽	浩文			
4	太田	勝義	5	乙部	毅博			
			8	岩岡	栄一	9	金曽	千春
10	鈴木	敏文	11	寺嶋	誠一			
13	太田	福司	14	穀内	和夫			

4. 欠席委員 4名

3	辻本 一夫	6	竹内	稔	7	水野	敦
12	牧田 日出男						

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案36号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確

認について

日程第3 議案37号 現況証明願いについて

日程第4 議案38号 農地法第3条第1項の規定による許可について

日程第5 議案39号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入

協議の要請について

日程第6 議案40号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時00分

8. 会議の概要

穀内会長

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、第5回、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の 規定により、議長において、9番・金曽 千春 委員、10番・鈴木 敏文 委 員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、10月24日開催の第4回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。

1の会議関係では、10月31日、第2班 辻本班長以下委員4名と穀内会長において、■■地区の農地につきまして、農地利用調整会議を行っております。調整会議の案件につきましては、本日このあと、議案としてご審議いただきます。

11月6日に農地利用状況調査、農地パトロールを実施いたしました。 昨年11月以降、農地転用の完了した案件の確認が18筆、農地の現況確認が15筆 でありました。現況確認の結果は、農地として使用が確認された案件が14筆、 非農地とすべきと判断した案件が1筆でありました。

10日、穀内会長並びに太田代理より、黒川 大樹町長へ農業施策等の要望書を手渡しいたしました。

なお、12月15日(金)の総会前に町長と委員との懇談を予定しております。 15日に地区別農業委員等研修などが幕別町で開催され、穀内会長以下12名の 委員さんと事務局3名が同行いたしました。

16日から17日にかけまして、道内研修旅行を札幌市及び北広島市において実施いたしまして、穀内会長以下10名の委員さんと事務局2名が同行いたしました。

21日、に第1班 岩岡班長以下3名で、現地調査を行っております。案件は、■■地区での農地等の現況証明1件です。

現地調査を行った1件につきましては、本日このあと、議案としてご審議い ただきます。

24日、実行委員会主催による令和5年度 新穀感謝祭が大樹神社で開催され、穀内会長と太田代理が出席しております。

次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について」でございます。

今月の報告はありません。

また1法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、正式に報告書の提出を受けていない状況となっております。 今後も引き続き対象となる法人に報告書の提出を促して参ります。

次に3の「農地法第3条の3の規定による受理通知について」1件でございます。

番号1番、■■■■■区の、■■ ■■ 氏が字■■■■■番1ほか3筆、

■■,■■mの農地を相続された旨、通知を受理しております。

以上で業務報告を終わります。

穀内会長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

	(質疑なし)
	質疑なしと認めます。
	以上で業務報告を終わります。
	日程第2、議案第36号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認
	について、申請番号1番から3番の件を議題といたします。
	事務局より、提案説明を求めます。
瀬尾局長	それでは、議案第36号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認
	についての提案説明申し上げます。
	農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。
	農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならない。
	てはならないと定められております。 ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして
	たたし、例外となる要件がいくつか足められており、その要件の一つとして 、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明
	、
	今回、この例外規定の合意解約3件の通知がございました。
	つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げま
	すので、よろしくお願い致します。
	以上で提案説明を終ります。
穀内会長	次に、申請番号1番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に
	関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終
	了まで退席願います。
	それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます
豊吉主幹	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていた
	だきます。
	申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■■■の2 他2筆、登
	記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。 西籍は ■■ ■■■☆のらた■■ ■■■☆ 貸付人は ■■ ■■ ■■
	面積は、■■,■■■㎡のうち■■,■■■㎡、貸付人は ■■ ■■ ■■ 氏、借受人は、■■■ 有限会社 ■■■■ であります。解約申入日、解約
	成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和5年11月10日であり、解約事由は、
	売買に伴う合意解約のためであります。
	以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)
	質疑なしと認めます。
	これをもって質疑を終了いたします。
	これより議案第36号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認に
	ついて、申請番号1番の件を採決いたします。
	本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に申請番号2番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号2番、所在及び地番につきましては、字■■■■■の3 他5筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■,■■■㎡のうち■■,■■■㎡、貸付人は ■■ ■■ 氏、借受人は、■■ 株式会社 ■■■■ であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和5年11月10日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。

申請番号3番、所在及び地番につきましては、字■■■■■の1 他17筆、登記簿・現況地目は畑、宅地、その他、農振は農用地であります。

面積は、■■■,■■■㎡、貸付人は ■■ ■■ 氏、借受人は、■ ■ ■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和5年11月10日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。

以上で説明を終わります。

穀内会長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第36号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について申請番号2番から3番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第37号、現況証明願いについて申請番号1番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第37号、現況証明願いについての提案説明を申し上げます。 土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合、土地の所有 者が現況証明願いを申請し、農業委員会で現地調査をし、申請内容が妥当であ るかを判断し、妥当と判断した場合、登記地目の変更に必要な現況証明書を発 行するものであります。

今回ご審議頂きます案件は1件でございます。

内容は、登記簿地目が宅地であった土地が現在、畑となっていることから登記 簿地目及び農地台帳の現況地目を畑に変更するための申請であります。

つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上 げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

	以上で提案説明を終ります。
穀内会長	それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	現況証明願いについて説明させていただきます。
	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■■の2であります。登
	記簿地目、現況地目は宅地、農振は農用地区域外であります。面積は、■,■
	■■.■■m ² であり、判定地目は畑、利用状況は畑であります。所有者、申請
	人は■■ ■■ 氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請
	であります。
	なお、現地調査につきましては、11月21日に、岩岡班長 他2名により実施し
	ております。
	以上で、説明を終わります。
穀内会長	次に、調査班より調査報告を求めます。
	第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。
岩岡委員	申請番号1番の案件につきましては、登記地目の宅地から畑に変更するため
	の申請であります。
	現地を確認した結果、申請地は、農地として活用していると、現地調査で確
	認いたしました。
	よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程
	よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)
	質疑なしと認めます。
	これをもって質疑を終了いたします。
	これより議案第37号、現況証明願いについて、申請番号1番の件を採決い
	たします。
	本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
	ご異議なしと認めます。
	よって本案は、原案のとおり決定されました。
	日程第4、議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可について申請
	番号1番の件を議題といたします。
	事務局より、提案説明を求めます。
 瀬尾局長	それでは、議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提
PIRTUIN X	案説明を申し上げます。
	農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移
	ACCIDANCE AND A AND ADDRESS OF THE SAME

	転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなけ
	ればならないと定められております。
	農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定
	められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判
	断し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。
	今回ご審議いただく案件は所有権移転1件となっております。
	つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げ
	ますので、よろしくお願い致します。
	以上で提案説明を終ります。
穀内会長	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。
	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■■の1 他22筆、登
	記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきまして
	は、■■■,■■■㎡であります。
	譲渡人は、■■ ■■ 氏、譲受人は、■■ ■■ 氏でありま
	す。
	経営面積は、■■■,■■■㎡であり、経営規模拡大による所有権移転であ
	ります。売買価格は、■■,■■■,■■■円 10a当り■■■,■■■円、本地
	区の担当委員は、■■委員となっております。
	別紙でありますが、農地法第3条調査書を添付しております。
	本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する
	、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべて
	を満たしていることを申し添えます。
	また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。
	以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました
	次に、地区担当委員より調査報告を求めます。
	申請番号1番について、■■地区担当委員、■■ ■■ 委員から報告願い
	ます。
■■委員	申請番号1番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。
	譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化
	に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考え
	ます。
	ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)
	質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第39号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」申請番号1番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第39号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についての提案説明を申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者から所有権の移転の申出があり、あっせん等により新たな所有者を求めたが、その新たな所有者を探すのが困難な場合であって、農地利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。今回ご審議頂きます案件は1件でございます。

つきまして、買入協議の可否につきまして、ご審議賜りたく提案申し上げま すので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終ります。

穀内会長

それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について説明させていただきます。

農地保有合理化事業により農地を、公益財団法人 北海道農業公社に買入れ を要請する案件となります。

番号1番、申請者は、 \blacksquare \blacksquare 氏 であります。土地の所在は、字 \blacksquare \blacksquare \blacksquare の3、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare であります。

農地利用調整会議につきましては、10月31日に第2班の5名により実施しております。

以上で、説明を終わります。

穀内会長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第39号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買い入れ協議の要請について、申請番号1番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について、申請番号1番から6番の件を議題といたしま す。

事務局より、提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです

今回ご審議頂きます申請は6件でございます。

内訳は、賃貸借の更新が6件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げます ので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終ります。

年11月30日の10年となっております。

穀内会長

それでは申請番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます

豊吉主幹

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。

- ■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■ 氏、借主は、■■■ ■■
- 氏、経営面積は、■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額
- ■■■, ■■■円 10a当り ■, ■■■円、期間は令和5年12月1日から令和15年11月30日の10年となっております。

申請番号3番、所在、地番につきましては、字 \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare 01 他1筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は \blacksquare \blacksquare , \blacksquare

■■㎡であります。貸主は、■■■ ■ 氏、借主は、■■ 株式会社 ■■−■■■、 経営面積は■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り□,■■■円、期間は、令和5年12月1日から 令和15年11月30日の10年であります。

申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■■の2であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■,■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■ 氏、借主は、■■■ ■■ 氏、経営面積は■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■円 10a当り■,■■■円、期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日の10年であります。

以上で説明を終わります。

穀内会長

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号1番から4番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から4番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号5番から6番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

それでは、申請番号5番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号 5 番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他 5 筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■,■■㎡のうち■■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ 氏、経営面積は■■■,■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円、期間は、令和5年12月1日から令和6年11月30日の1年であります。

申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■■の1の1であります

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■,■■■㎡の る賃借料は、年額■■■,■■■円 10a当り■,■■■円、期間は、令和5年12 月1日から令和6年11月30日の1年であります。 申請番号1番から6番につきましては、別紙に、旧農業経営基盤強化促進法 第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数 などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされ ていることを報告します。 以上で説明を終わります。 穀内会長 内容の説明が終わりました。 なお、申請番号5番から6番については、賃貸借の更新のため、地域調整報 告を省略します。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画の決定について、申請番号5番から6番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。 瀬尾局長 次回の総会につきましては、12月15日金曜日を予定しておりますので、よろ しくお願いいたします。

以上をもって、第5回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

穀内会長

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年11月27日

会 長

委員(9番)

委員(10番)